

品川区立学校修学旅行無償化事業実施要綱

令和7年4月1日教育長決定

品川区教育委員会要綱第6号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立中学校および義務教育学校後期課程（以下「区立学校」という。）の第9学年の生徒（以下「生徒」という。）の保護者が負担する修学旅行に要する経費（以下「修学旅行費」という。）を無償化することにより、義務教育に係る保護者の経済的負担の軽減を図る「品川区立学校修学旅行無償化事業」（以下「本事業」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の実施)

第2条 教育長は、区立学校の校長（以下「校長」という。）に対し、前条の修学旅行費（以下「補助金」という。）を交付する。

(対象経費)

第3条 次の各号のいずれかに該当する補助金を本事業の交付対象とする。

- (1) 修学旅行に要する交通費、宿泊費、見学科等の生徒の保護者が均一に負担すべきこととなる経費のうち、旅行会社等に支払う経費または区立学校が管理する経費
- (2) 生徒が修学旅行に参加できなかったことにより、当該修学旅行に係る契約に基づき旅行会社等に支払う経費
- (3) 修学旅行の中止または延期により、当該修学旅行に係る契約に基づき旅行会社等に支払う経費
- (4) その他教育長が必要と認めるもの

(交付額)

第4条 補助金の額は、教育長が別に定める額（以下「一人当たりの単価」という。）を上限とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、この限りでない。

(交付申請等)

第5条 校長は、補助金の交付を受けようとするときは、修学旅行に必要な経費を調査し、申請書兼口座振込依頼書（第1号様式）により申請しなければならない。

2 前項の申請額は、一人当たりの単価に当該区立学校に在籍する生徒の人数を乗じて得た額を上限とする。

3 校長は、生徒の転入等により、さらに補助金が必要となったときは、第1項の申請方法に準じ、追加交付申請をすることができる。

(交付決定)

第6条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否および補助金の交付額を決定し、校長に通知するものとする。

(請求)

第7条 前条の交付決定および第11条の変更承認を受けた校長は、速やかに請求書（第

2号様式)を教育長に提出しなければならない。

(交付)

第8条 教育長は、前条の請求が適当と認めるときは、校長に対し、補助金を交付する。

(補助金の管理)

第9条 補助金の交付を受けた校長は、当該補助金を適正に管理しなければならない。

2 校長は、事業年度の補助金の支出について、その支出内容を証する書類を整備し、当該年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(変更等申請)

第10条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに交付決定変更承認申請書(第3号様式)により教育長に申請しなければならない。

- (1) 申請内容を変更するとき
- (2) その他教育長が必要と認めるとき

(変更承認)

第11条 教育長は、前条の変更申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定変更承認通知書(第4号様式)により、不相当と認めるときは交付決定変更不承認通知書(第5号様式)により通知する。

(実績報告)

第12条 補助金の交付を受けた校長は、修学旅行の行程が完了したときは、教育長の定める日までに、実績報告書兼精算書(第6号様式)を教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 教育長は、前条の実績報告書兼精算書を審査し、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書(第7号様式)により校長に通知する。

2 前項の規定による金額確定の結果、既に交付を受けた額が当該確定額を超えるときは、校長は、定められた期限までに教育長にその差額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 教育長は、校長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容またはこの要綱の規定に違反したとき

2 校長は、前項の規定による交付決定の取消しにより過払いとなるときは、教育長の指定した期限までに遅滞なくこれを返還しなければならない。

(状況報告)

第15条 校長は、本事業の適正な遂行を期するため、教育長が本事業および補助金の執

行状況に係る報告または帳票等の提出を求めたときは、適切に対応しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育次長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

補助金交付申請書兼口座振込依頼書

年 月 日

品川区教育長 へ

学校名

住 所

校長名

品川区立学校修学旅行無償化事業実施要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、補助金は下記の口座に振り込んでください。

記

1. 交付申請額

金 円

2. 内訳

単価	対象人数	金額

3. 振込先口座

口座振替 依頼書	銀行・信用金庫・ 信用組合	本店・支店・出張所	種目	口座番号							
	金融機関コード	店舗コード	1 普通								
			2 当座								
	ゆうちょ銀行（右 づめ）										
	フリガナ										
	口座名義人										

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区教育長 あて

学校名

住 所

校長名

請求書

品川区立学校修学旅行無償化事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 請求額

金

円

第3号様式（第10条関係）

交付決定変更承認申請書

年 月 日

品川区教育長 あて

学校名

住 所

校長名

品川区立学校修学旅行無償化事業実施要綱第10条の規定により、先に決定を受けた申請内容の変更に承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 変更内容および理由

2. 追加交付申請額

金 円

3. 内訳

単価	対象人数	金額

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 

交付決定変更等承認通知書

品川区立学校修学旅行無償化事業実施要綱第11条の規定に基づき、先に申請のありました交付決定の変更について、次のとおり承認することを決定しましたので、通知します。

記

1. 承認内容

2. 備考

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 

交付決定変更不承認通知書

品川区立学校修学旅行無償化事業実施要綱第11条の規定に基づき、先に申請のありました交付決定の変更について、次のとおり承認しないことを決定しましたので、通知します。

記

1. 不承認理由

2. 備考

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

品川区教育長 あて

学校名

住 所

校長名

実績報告書兼精算書

品川区立学校修学旅行無償化事業実施要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり実績報告し、精算します。

記

1. 執行実績

既交付額	充当額	余剰額

2. 精算

上記1のとおり実績報告し、余剰額の合計として、下記の額を返還いたします。

金 円

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

様

品川区教育委員会教育長 

交付額確定通知書

品川区立学校修学旅行無償化事業実施要綱第13条の規定に基づき、先に提出のありました実績報告書兼精算書について審査した結果、下記のとおり額を確定しましたので、通知します。

記

1. 既交付額

金 円

2. 実績額

金 円

3. 交付確定額

金 円

4. 備考